

◎ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 医薬品等行政評価・監視委員会の庶務に関すること。</p> <p>二十一（略）</p> <p>（医薬・生活衛生局の所掌事務）</p> <p>第六条 医薬・生活衛生局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大の防止に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三 三十二（略）</p>	<p>（大臣官房の所掌事務）</p> <p>第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十（略）</p> <p>（医薬・生活衛生局の所掌事務）</p> <p>第六条 医薬・生活衛生局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保に関すること。</p> <p>二 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大の防止に関すること。</p> <p>三 三十二（略）</p>

(厚生科学課の所掌事務)

第二十六条 厚生科学課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 医薬品等行政評価・監視委員会の庶務に関すること。

四～六 (略)

(厚生科学課の所掌事務)

第二十六条 厚生科学課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(新設)

三～五 (略)